Ⅰ　基本方針

少子・高齢化の進展やコロナ禍が続く中、生活様式や働き方の変化に伴い、地域社会や家庭の様相は大きく変化しています。さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、生活困窮や低所得の問題、孤立死やひきこもりなどの社会的孤立の問題、虐待や消費者被害などの権利擁護の問題など、地域における生活課題はより深刻化し、地域福祉の課題解決に向けた取り組みが強く求められています。

その様な中、本協議会では、「中期財政改善計画」と「地域福祉活動計画」に基づき、３本柱である「地域・ボランティア・権利擁護」それぞれの事業についての推進と、創意工夫を凝らした新たな支援活動等の事業展開に努めます。

また、既に設置されている東・西・南圏域の地区保健福祉センターと令和５年度設置される中央圏域の地区保健福祉センター、それぞれを拠点として、従来からの地区担当職員が各圏域の担当として地域により密着した地域支援活動を行い、併せて茨木市と共に重層的支援体制整備事業の本格実施に向けた体制づくりを協議していきます。

Ⅱ　重点目標（重点項目）

１．社協発展に向けた運営基盤の強化

中期財政改善計画の中間見直しを行いましたが、改めて事業・事務費等の経費削減に努め、人材確保・人材育成等業務体制の整備や財務規律等を徹底するとともに、各事業の内容や財源等について茨木市と協議をしながら運営基盤の強化を行います。

また、地域住民や関係者の賛同を得て社協会員として活動等に参加してもらうため、積極的な情報発信等を行います。

２．ボランティアセンター機能の充実

ボランティアセンターでは、茨木市が地域福祉計画において「地域で活躍できる人材の育成」という施策を挙げ、その中で「多様な世代がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進する」という取り組みを行うことを受け、ボランティアの養成から育成、そして、ボランティア自らが、気軽に自分自身のやりたいことを実現できる場やボランティア活動のやりがいを実感できる場、また初めての方々にも活動のきっかけとなる場づくりも積極的に行います。

子どもから高齢者、障がいのある人等など誰もが、ボランティア活動を通した助け合いや支え合いの大切さを学べる各種研修会や講座を実施します。

また災害時には、各種団体や関係機関、地域と協働して災害ボランティアセンターの運営を実施できるよう、災害ボランティアセンターの啓発も含めた外部への働きかけを積極的に行います。

３．日常生活自立支援事業の基盤強化と支援体制作りに向けた連携

利用者が望む生活の実現に向けて関係機関との連携をより強化し、また利用者の権利を守るためにも、成年後見制度への移行等を検討していきます。

成年後見制度への移行が必要な場合の関係機関との役割分担や関係性の構築等についても、引き続き茨木市等と連携を進めていきます。

４．地区福祉委員会活動の役割や機能の重要性を包括的支援体制づくりへ

茨木市では包括的な支援体制の構築にむけて令和５年度より重層的支援体制整備事業のプレ事業を、令和６年度より本格実施を予定していますので、改めて地区福祉委員会活動（小地域ネットワーク活動やぷらっとホーム事業等）を制度の中で重要な位置付けとし、ニーズ発見と支援強化の協力、協働を推進します。

５．個別支援と地域支援を連動させた地域における自立生活の伴走支援

地区担当職員が地域住民一人ひとりの「強み」とその人の「持てる力」に着目して生活課題を把握し、地域の中での「暮らし」と「社会参加」を実現できるよう、個別支援と地域支援を連動させ地区保健福祉センターの機能を活用し、地域住民の助け合いや支援、協力を掘り起こしながら自立生活に向けた伴走支援を行います。

６．「気づきから築く」チームオール社協での取り組み

幅広い社協の各事業の連携が十分でなかったこともあり、令和４年度より、社協の強みである「個別支援と地域支援の連動」、「総合力の向上」と「チームワークの強化」を目的に、社協内の部署間で横断的に話し合い考える場として『チームオール社協』を作りました。

「誰もがその人らしく暮らせる地域づくり」という社協本来の目的を全ての職員が改めて考え、日常業務の中での個々職員自身の「気づき」から、組織を「築く」仕組みづくりを実践します。

７．新型コロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ

新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえた、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の償還が令和５年１月から開始されていますが、借り受けた世帯によっては生活に困窮して支援が必要とも考えられますので、償還免除の申請未応答者等に対して償還猶予や免除の相談、申請手続き等のフォローアップを行い、茨木市が行っている「生活困窮者自立支援事業」とも情報の共有と役割を明確化し、適切な支援に繋げていきます。

８．ウイズコロナ・アフターコロナを見据えた支援事業の実施

地域におけるつながりの喪失や孤立等の地域課題解決に向け、ボランティアや関係団体、企業、法人等と協働し、各ニーズに合った本協議会独自の支援事業を実施していきます。

その中で、今年度から「コロナ特例の資金貸付を行った世帯へのフォローアップ事業」が始まりますので、その対象者への支援の一つとして、今まで「善意銀行預託事業」で協力いただいている食品関係の企業や団体と連携し、生活困窮者と食を結び付けるような支援を行います。

Ⅲ　主要事業

１．総務部門

法人運営事業

法人のガバナンスの強化と事業運営の透明性の向上、財務規律の確保、地域における公益的な取り組みに努めるとともに、本協議会への理解と共感を広げる広報戦略を策定し、役職員が一体となって市民の信頼に応える法人運営に努めます。

１）理事会・評議員会等の適切な運営

①各種会議の開催

理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、執行役員会等の開催

②職員体制の強化

③理事会、地区福祉委員長会各々の機能強化と事務局を含めた連携体制の充実を図るため、本協議会事業運営等についての情報の共有

２）法人ガバナンスの強化や運営における透明性の確保

①外部公認会計事務所による指導援助

②情報、セキュリティの強化

③苦情解決に関するシステムの確立

④働き方改革実現に向けた取組み

３）経理・財政管理に関わる業務

①基金の適正な管理と活用に関する業務

②善意銀行の適正な管理と活用に関する業務

③資産運用に関する業務

④広報誌への広告掲載に関する業務

⑤助成金交付事業に関する業務

４）経営改革の推進

「中期財政改善計画」をもとに、法人の体制整備と財政の安定化を図るため、当面の経営改革の進捗管理を行う

５）人事管理に関する業務

①人材育成

職員の各種研修会への出席及び研修内容の共有による資質の向上

②担当業務に関わる資格取得の支援

③人事評価の実施

④人権問題の理解と認識のための研修会の実施

⑤メンタルヘルス対策の充実

⑥人材の採用計画の策定

⑦社会福祉援助技術現場実習の受入れ

６）本協議会会員に関する業務

①賛助会員

本協議会や地区福祉委員会の主旨、活動に対して理解と賛同をいただいてサポーターになり、ボランティアとして地域活動へ参画。併せて賛助会費を納めていただくことで、各種事業を実施するための資金面でのサポートも受けています

＊会員募集の啓発に関しては、一般用チラシでの全戸配布と昨年度から実施している各地区福祉委員会独自のチラシによる地区内での配布の２パターンで進めていきます（※新規法人会員の開拓は事務局にて実施）

②組織構成会員

本協議会の構成団体として、構成員のそれぞれの立場を基盤とした評議員を選出することにより、議決機関である「評議員会」の選出母体として、社協の運営に意見を反映させていきます

また、会員各々の特徴を活かし合い、地域福祉推進の一助となるよう連携を進めていきます

広報・啓発事業の充実

本協議会の事業や活動及び福祉全般に関する情報を、広報誌「社協だより」やホームページを活用して広く地域住民に提供します。
内容も、本協議会だけでなく、地区福祉委員会やボランティア、当事者・関係団体等の活動内容の紹介や新たなアイデア等の募集も掲載します。

①広報誌「社協だより」の年３回発行
②賛助会員募集チラシの配布（２月）
③ホームページの活用・充実
④SNS の活用
⑤市広報誌の活用
⑥商工会議所会員（法人、企業）に対する賛助会員や寄附の募集

善意銀行の運営

金品口座として個人や企業等の善意による金銭と物品の預託を受けながら、必要に応じて各種福祉施設や生活困窮者等へ払い出しを行います。

①寄付金や物品の預託受付け及び払い出し
②プルタブ等のリサイクル活動の支援
③善意銀行事業の広報誌等での啓発や活用の流れを住民に発信
④生活困窮者等必要なところへの活用
⑤企業・団体と連携した食料品等の提供

車いす・ベビーカー等備品の貸出

善意銀行の預託等で揃えた各種備品（車椅子、ベビーカー、高齢者疑似体験セット、アイマスク等）を必要とされる茨木市内在住の方々や福祉体験学習等を行う際に学校や各種団体に貸し出しを行います。

①突発的な傷病や他制度での貸与ができない方への車いすの貸し出し
②２歳未満の乳幼児を育児している方へのベビーカーの貸し出し
③貸出備品の台数管理と安全のための点検を実施

各種団体との連携

児童虐待防止や更生保護について、地域の活動とどの様に連携できるかを考え、地域活動の見守り強化へと結びつけます。 また、市内大学との連携を密にし、各大学の特色を活かし、また単位取得のカリキュラム等も確認しながら、地域活動やボランティア活動へと結びつけます。

①「子ども“わいわい”ネットワーク茨木」の運営参画・支援
②「社会を明るくする運動」への協力
③市内大学との協働による地域と連携した新たな事業の検討と実施

共同募金事務及び事業の推進

共同募金配分金を高齢者や障がい者に対する福祉の充実、或いは地域福祉活動の啓発や災害支援準備、子育て支援活動に活用するなど、共同募金運動と連携しながら市民参加の地域福祉を推進する活動を行っています。 また、事業充実のため募金方法も改善をし、令和３年度から始めた「くじ募金」では、地域での各種事業や各種大学・企業等と協力し、福祉のまちづくりと募金の増額に努めます。

①地区共同募金会の事務局運営
②共同募金の啓発
③共同募金配分金事業
④歳末たすけあい配分金事業
⑤大阪府共同募金会等との連携
⑥コロナ禍での各種支援事業の実施
⑦くじ募金等街頭募金の拡大と充実

２．地域福祉部門

小地域ネットワーク推進事業

地域の高齢者や障がい者（児）、子育て中の方など自立生活を行うにあたり支援を必要とする方々が安心して生活できる地域共生社会の実現のため、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合い活動を、概ね小学校区を単位とする地域（小地域）で推進します。 ①ボランティア活動推進事業　②各種サロン事業　③高齢者地域見守り事業 ④世代間交流事業　⑤研修事業　⑥啓発事業

１）地区担当職員

①地区福祉委員会活動の支援

各地区福祉委員会の会議や事業への参画による組織運営の側面的支援をします

②住民を主体とした住民による福祉活動を支援

住民活動者の組織化、関係機関との連絡調整、計画化に携わり、地区福祉委員会と共に『まちづくり』を支援します

③圏域による地区担当職員の配置

地域包括支援センターやCSWと連携しながら地域活動支援をするために、日常生活圏域ごとの配置を進めていきます

④各種会議や研修会への参加

会議や研修会へ参加し、情報を得たり課題整理をすることで、CoW（コミュニティワーカー）としての質を向上させていきます

⑤包括的支援体制づくりにむけた地区保健福祉センターとの連携

重層的支援体制整備事業のプレ事業実施を含めて、地区保健福祉センターの地域包括支援センターや障害相談支援センター、ＣＳＷ、保健師等と連携し、それぞれの強みを活かしながら地域の実情に応じた支援を行います

⑥個別支援と地域支援を連動させたソーシャルワークの実践

地区担当職員は、地域住民自身の強みや力に気づき発揮できるような個別支援（参加支援）、地域住民が主体性をもち地域の良さや魅力が活かされるよう地域支援、これらを連動させたソーシャルワークの実践を目指します。

⑦地域福祉活動の応援と創造

各地区福祉委員会の実践報告を中心とした意見交換を行い、本協議会と地区福祉委員会による新たな地域福祉活動を創造していきます

⑧地区担当職員業務の見える化と記録化

地域住民、各専門職、関係機関との協働を項目ごとに分類し数値化します。また、数値化できない事象については、ワーカー行動記録として記録に残し地域づくり実践の評価へ繋げます

⑨民生委員児童委員の地区定例会への出席や活動等への協力、連携をしていきます

⑩地域ケア会議及び健康福祉セーフティネット会議に出席します

２）地区福祉委員長連絡協議会との連携

①地区福祉委員長連絡協議会の支援

連絡協議会の会議や研修などが円滑に行われるよう、運営の伴走支援をしていきます

②地区福祉委員長連絡協議会の会議へ参加

地区福祉委員長連絡協議会との連携を通じて、各地区で抱える悩みや活動の実情を把握します

③地区福祉委員長会議への反映
各地区福祉委員会の地域特性と実情に合わせて活動しやすいよう、連絡協議会の意見を地区福祉委員長会議に反映し連動していきます

３）地域福祉活動計画（第２期）の振返りと次期計画（第３期）策定の実施
活動計画（第２期）の振返りを行い、次期計画（第３期）の策定を実施していく中で、特に包括的支援体制の構築に向けて、コロナ禍の経験から「支え合い」「地域福祉活動」のあり方について再考し施策に反映させていきます
①茨木市総合保健福祉計画との連携、整合性図る
②活動計画（第２期）の振返りと課題の洗い出し
③活動計画（第２期）の課題をもとにした次期計画（第３期）の策定

４）IBARAKI コミュニティ・カーシェアリング事業
移動手段が確保できない中での日常生活の不便さやコロナ禍により外出機会や住民同士の交流の機会の激減といった様々な課題がある中で、社協が地区福祉委員会に車輌を貸し出し、今まで着手することが出来なかった地域課題解決に向け特性に応じたオリジナリティ溢れる活動を展開します
①買い物や通院など社会生活上必要な外出で、移動手段の確保が難しい場合の支援
②既存地区事業へは遠距離或いは移動手段が確保できないため参加できない方々のため、身近な場所での「出前サロン」等の開催の支援
③その他、移動手段が確保できずに外出機会が減少している場合の支援
④地域包括支援センターや CSW 等の既存のネットワークに加えて、今まで関わりが少なかった団体や商店などとの連携、協働
⑤本事業を実施したことによって培ったノウハウを活かした地区福祉委員会活動の拡充

５）シニアネットワークいばらき構成団体との協働
ネットワークを構成している老人クラブ、シニアカレッジ、シルバー人材センターと協働し、各構成団体が持つ多様な実績やスキルを活用しながら効果的に事業を実施すると共に、地域で活動する担い手も養成し、社協が目指す地域の支え合い活動を一緒に行います
①シニアネットワークいばらき定例会議への出席
②地域の担い手養成事業の推進

３．相談支援・権利擁護部門

コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）配置事業

市内１４か所に、地域での見守り・発見・相談・つなぎの機能を担うコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）を配置する『ＣＳＷ機能配置促進事業』を茨木市から受託し、本協議会は中条・茨木、中津・大池の４小学校区を担当し、下記の内容を進めます。

①いきいきネット相談事業の実施
②健康福祉セーフティネットワークの構築と維持、管理
③生活困窮者自立支援事業への協力
④関係機関や民間団体との連携による支援体制の構築
⑤地域ケア会議等、関連機関会議への出席
⑥総合保健福祉計画推進への協力
⑦社協地区担当職員との連携
⑧福祉教育事業への参画に伴う地域や学校との連携体制の構築
⑨地区保健福祉センターの専門職との連携

生活福祉資金貸付事業

低所得や生活困窮など経済的なニーズと福祉的課題を抱え、貸付を行う上では継続した支援が必要な方が対象で、そうした方々の経済的ニーズと生活課題を解決するべく、公費によって貸付原資や事業基盤が担保され実施している社会福祉制度です。
その中で今年度は、新型コロナウイルス感染収束の目途が立たず、償還が始まった今でも生活困窮が続く世帯への相談支援を新たに行います。

①小口生活資金
②福祉資金（療養費、教育支援費等）
③総合支援資金（就職活動中の支援）
④臨時特例つなぎ資金
⑤不動産担保型生活資金
⑥生活復興支援資金
⑦新型コロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ**（新規）**

日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいがある方の福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援します。
成年後見制度へのスムーズな移行ができるよう、専門職や関係機関との役割を明確にして連携できる関係づくりに取り組みます。
日常生活自立支援事業や成年後見制度について、地域住民や関係機関の理解をより深めるための啓発に力を入れます。

①運営事務の実施
②生活支援・相談支援
③ケース検討会等への参加を通じた関係機関との連携
④啓発のための研修会や出前講座の開催
⑤権利擁護に関する各種研修会への参加
⑥待機者解消の検討

仮）権利擁護センター開設準備

福祉サービス利用援助や金銭管理、成年後見制度に関する相談に対して、適切な機関に繋げ支援できるよう、日常生活自立支援事業の専門員や司法書士等の専門職、行政機関等との関係性の構築と権利擁護支援のネットワークづくりについて引き続き検討します。
また、社協内での権利擁護支援に関する意識付けをするため、社協職員間でのケース会議等も実施しながら、社協の目指す権利擁護支援体制づくりを進めます。

①ケース検討会の定期的な開催(茨木市・専門職団体・各種関係機関)
②権利擁護支援に関する関係機関との研修会の開催
③日常生活自立支援事業と連動する仕組みの検討
④権利擁護支援に関するネットワークづくりの検討

当事者組織支援事業

同じ状況にある当人同士が集まり、介護・介助等の悩みの共有や学習、情報発信をしている当事者組織の組織化や運営等の後方支援を行います。また、社協が取り組む当事者支援の在り方についても検討します。

１）老人介護家族の会の育成、活動支援
①老人介護家族の会事務局運営
②「男性介護者のつどい」事業の見直し
③持続した会活動の運営のため組織の在り方や活動内容の見直し
④介護体験を活かした他団体への協力による会活動の啓発
⑤関係機関（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等）との連携強化
⑥北摂ブロック交流会の開催（主催）※令和５年度主催での開催

児童養護施設支援事業

市内３児童養護施設の子どもたちを対象に、季節に応じた招待事業や慰問事業等を共同募金、歳末募金を活用し継続して行います。また、関係機関の協力も得ながら、施設と地域との顔の見える関係づくりのための取り組みを検討します。

①夏の茨木キャンプ実施（小学生対象）
②年末年始の施設慰問の実施（全児童対象）
③中学生卒業お祝い会の実施（中学３年生対象）
④善意銀行預託物の払い出し
⑤地域と連携した各種事業の検討、実施

居宅介護支援事業

本協議会の豊富な地域情報や地域住民、関係機関とのネットワークを活かし、利用者の立場に立ったケアマネジメント支援や介護する家族等の支援を行うとともに、個別支援から見える地域課題について本協議会の各種事業とも共有できる機会を設けることで、社協の支援力向上の一躍を担います。

①介護保険制度利用者、介護者へのケアマネジメント支援
②認定調査等介護保険事業の協力
③支援困難ケースの受け入れ、継続支援
④各種研修会、地域ケア会議等への参加
⑤茨木市高齢者サービス事業所連絡会への参加・協力（部会運営委員）
⑥社協災害 BCP を基にした事業継続計画の策定

４．ボランティアセンター部門

ボランティアセンター運営事業

ボランティア活動をしたい方とボランティアに援助を求める方をつなぐ役割として、ボランティア活動に関する情報の提供や調査、ボランティアの交流、施設・団体との連携、ボランティア講座の開催等ボランティアセンターの運営を行います。 また、コロナ禍において、オンラインを活用した講座の開催や相談の実施等も引き続き進めていきます。

１）ボランティアセンターの管理運営

①ボランティアセンター運営検討委員会の開催

②ボランティアの養成

＊各種講座等の開催

＊ボランティア体験プログラムの実施

＊中学生や高校生をターゲットとした子ども、若者ボランティアの育成

＊ボランティア交流会の充実

＊電話訪問ボランティア交流会の充実

③ボランティアの活動の需給調整

④ボランティア活動の啓発と情報提供

⑤茨木市ボランティア連絡会の活動支援

⑥ボランティア保険の取り扱い

⑦ボランティア表彰推薦（国、府）

２）各種ボランティア活動の支援

①在宅での活動（高齢者、障がい者、児童、育児中の親・家庭等）

②施設での活動（高齢者、障がい者、児童対象の施設にて）

③電話訪問（友愛訪問、相談等）活動の推進

④インターネットや動画を活用したコロナ禍での新たな活動の創出

⑤各ボランティアグループへの部屋の貸し出し、定例会への参加

⑥ボランティアかふぇの活用拡大

災害ボランティアセンターに関する事業

災害ボランティアセンターを設置・運営した実績を活かし、茨木市地区保健福祉センターをはじめとした各種関係機関、地域住民と協働できる体制作りに向けた取り組みを実施します。

①災害ボランティアセンターの設置

②人材の養成と育成（災害ボランティア養成講座等）

③各地域での災害時対応についての調査・研究

④各地域との連携についての研修（地域での人材養成や需給調整について）

⑤市内での災害支援活動

⑥看護や介護資格を有する災害ボランティアの交流会・勉強会の開催

⑦コロナ禍におけるＩＣＴを活用した安否確認の研究

⑧茨木市地区保健福祉センターと連携した災害支援活動の研究

⑨平時でも活用できる災害備蓄品の確保と管理、整備

⑩災害ボランティアセンター運営シミュレーション研修の実施

福祉車輌移送サービス事業

外出が困難な方が車いすに乗ったままで福祉車輌を利用して移動ができる事業で、外出する際の移送については、運転技術を活かしたボランティアで支援します。

①福祉車輌移送サービスボランティアの養成・育成
②移送サービスを必要とする方と支援する方との調整
③対象者や支援内容、利用料等の見直し
④事業啓発・周知
⑤社協コミュニティカーシェアリング事業との連携

福祉教育事業

地域住民自らが「互いの違いを知り、違いを認め合うことの大切さ」を考え、行動に移す力を養うために、学校や福祉委員、当事者、各専門職等と協働しながら共に学び合えるようアプローチし、地域づくりの一助となるよう実施します。

①地域生活の場で福祉を学び合う機会の創出
②市内各学校（小・中・高・大等）や地域、社会福祉法人、企業との協働実践
③新たな福祉教育メニューの開発と実践
④講師としての当事者団体等との連携
⑤教員を対象とした研修会の実施
⑥福祉教育ネットワーク（仮称）の構築**（新規）**
⑦ボランティアセンターと協働した福祉教育ボランティアの立ち上げ**（新規）**

５．社会貢献事業部門

コロナ禍での各種支援事業

コロナ禍で生活が困窮している若者やひとり親・外国人世帯への支援など、ボランティアの方々の協力や善意の寄附金を活用した支援を行い、また今年度は新たに、新型コロナ特例貸付の借受人へのフォローアップと連携した支援策も考え展開します。

①必要な情報や企業や団体からの日常生活品、食料等の提供
②コロナ禍での独居高齢者への電話訪問拡大
③地域との連携について検討
④市内の食に携わる企業や各種団体との連携について検討

茨木市高齢者・障がい者各事業所連絡会との協働

各事業所連絡会と連携を取り、台風や地震等のあらゆる災害時に、施設の提供や避難所と災害ボランティアセンターとの連携、各事業所による所在地域での安否確認や事業所間の連携による支援等について検討、実施を進めます。

①連絡会内での各事業所意識調査
②支援方法及び支援体制の検討
③避難所としての受け入れ
④避難所への職員派遣
⑤災害ボランティアセンターとの連携による地域支援